



## 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの一部を改正する告示」に関する意見

2021年6月18日

グローバル・データ・アライアンス (Global Data Alliance) <sup>1</sup>は、令和 2 年 6 月に公布された、改正個人情報保護法に関する「ガイドラインの一部を改正する告示」(以下「ガイドライン案」)に関し、個人情報保護委員会(以下、貴委員会)に対して、以下のとおり意見を提出致します。

グローバル・データ・アライアンスは、世界中の様々な地域に本社を置き、データ・プライバシーとセキュリティについて高い基準を掲げる企業による業界横断型の連盟です。世界中に信頼できるかたちでデータを流通させることにより、雇用創出と国内産業の競争力を上げることが可能となる企業で構成されています。

グローバル・データ・アライアンスの会員企業は、今日の国境を越えた経済が顧客と一般市民の信頼にかかっていることを認識しており、テクノロジーとビジネスモデルを越えてデータを保護することに、深く、また、長くコミットしていくことを共有しています。個人データの保護とデータ・ガバナンスを強化しながら、越境データ移転を促進する日本政府の取り組みを、グローバル・データ・アライアンスは支持します。

国際的なデジタルネットワークを介して技術にアクセスし、データの安全な移転を実現できることは、国際的な事業活動を行う企業に大変重要です。越境データ移転は、国際的な販売・マーケティング、国境を越えた研究・開発、サイバーセキュリティ、不正行為の監視・防止、マネーロンダリング防止、汚職防止といった、多くの重要な優先事項、また、健康、プライバシー、セキュリティ、知的財産の保護や規制遵守といった、その他の幅広い活動を支えています。グローバル・データ・アライアンスは、越境データ移転を通じて、経済的機会を創出し、

---

<sup>1</sup> グローバル・データ・アライアンス (Global Data Alliance、[globaldataalliance.org](http://globaldataalliance.org)) は業界横断型の企業連盟であり、データの責任について高い基準を掲げ、世界中にデータを流通させることにより、技術革新と雇用創出が可能となる企業で構成されています。本アライアンスが支持するのは、貿易を制限するデータローカライゼーションを強要することなく、越境データ移転を保護し、デジタル経済の信頼を醸成する政策です。本アライアンスの活動には、BSA 会員、Abbott, American Express, Amgen, AT&T, Citi, Cortex, ExxonMobil, FedEx, General Motors, LEGO, Lumen, Mastercard, Medtronic, Panasonic, Pfizer, RELX Group, Roche, UDS Technology, United Airlines, Verizon, Visaが参加しています。これらの企業は世界中に本社を置き、先端的製造、航空宇宙、自動車、消費財、電子機器、エネルギー、金融サービス、健康、サプライチェーン、電気通信分野等で活躍しています。また、その運営はBSA|ザ・ソフトウェア・アライアンスが行っています。

個人データ保護を推進し、上記の他の政策目標を推進するという日本のコミットメントを支持します。

このような目標を達成するための貴委員会の取り組みを支援するために、前回の改正個人情報保護法の施行規則に関する意見書に続<sup>2</sup>き、以下のとおり意見を提出致します。

#### **[外国にある第三者への提供編]**

#### **5 同意取得時の情報提供 / 5-2 提供すべき情報 / (2) ②「当該外国における個人情報の保護に関する情報」**

ガイドライン案では、国際的なデータ移転に関し、一定の情報を本人に提供するという改正個人情報保護法により課せられた要件を記しています。

さらに、ガイドライン案では、提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度について、本人に提供すべき情報の例が挙げられています。しかし、このような方法では、企業ごとに異なる情報が提供され、本人の混乱を招き、結果的に個人情報の利用に支障をきたすことになるのではないかと我々は懸念しております。従って、外国の個人情報保護制度に関する情報が、貴委員会が貴委員会のウェブサイト上で提供する情報に基づいて提供されることを推奨します。

また、ガイドライン案では、(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」を含む、提供すべき情報の範囲を特定しております。そのような影響を与える可能性のある制度として記されている二つの事例について、以下、意見を述べます。

事例1)では、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と記されていますが、この例では、何が「広範な情報」また「政府による情報収集活動」に分類されるのかが明確でないため、いくつかの不明確な点があります。

事例2)では、「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」と記されています。しかし、「国内保存義務」と「消去等の請求に対応できないおそれがある」との関連が、ガイドライン案では明確になっていません。

「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に関連してガイドライン案の規定を実施するにあたっては、「国の法律により、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めます。

#### **結語**

グローバル・データ・アライアンスは、ガイドライン案に意見を提出する機会に感謝致します。本意見が、今後ガイドライン案を改善する上で、貴委員会の引き続きの検討に有用であれば幸いです。ガイドライン案の策定において、貴委員会が幅広いステークホルダーを関与さ

---

<sup>2</sup> <https://www.globaldataalliance.org/downloads/jp01252021gdacmtsappirules.pdf>

せ、進捗状況を共有する過程をとって頂いたことに感謝致します。本意見に関して、ご質問がある場合又はより詳細に議論をされたい場合には是非ご連絡下さい。